

福祉用具販売

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入の仕組み

要支援者や要介護状態にある人が日常生活で自立した生活を支援する為に、入浴補助用具、腰掛便座等の福祉用具購入に掛かる費用を受給することができます。

購入費用は年額10万円(税込)を限度とし、全額一旦支払い、後に9割分又は8割分が償還払いされます。

購入の利用限度額は、年間10万円(税込)です。

- ◎年間とは毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間を指します。年度が変わると新たな利用が認められます。
- ◎利用限度額を超えた部分は自己負担となります。
- ◎同一種目の福祉用具は1つしか購入出来ません。但し、同一種目でも使い方及び機能が異なるもの、あるいは破損した場合、利用者の要介護度が高くなった場合は、保険者の確認のもとであれば同一種目の福祉用具でもあらためて購入が可能です。

<p>樹脂製ポータブルトイレ</p> <p>臭いにつきにくく、丸洗いが可能です。木製に比べ軽量で移動が楽に行えます。</p> 	<p>木製ポータブルトイレ</p> <p>見た目がよく違和感なく、お部屋の雰囲気を損ないません。重量があり安定感があります。</p> 	<p>簡易設置型洋式トイレ</p> <p>和式便器に設置するだけで洋式便器として使用でき、立ち座りを安楽に行えます。</p> 	<p>補高便座</p> <p>既存の便器に設置し座面を高くし、立ち座りを安楽に行えます。</p> 
<p>シャワーチェア</p> <p>体を洗ったり、洗髪をするときにも使えます。折りたたみ、ひじ掛け付、背もたれ付など種類も様々です。</p> 	<p>浴槽内いす(浴槽台)</p> <p>浴槽内に使用ができ、立ち座りを楽にする為に腰掛け用にも使用できます。</p> 	<p>浴槽手すり</p> <p>浴室に手すりが付けられない時、浴槽の縁へ簡単に取り付けができ姿勢を保つことができます。</p> 	<p>バスボード</p> <p>洗い場から浴槽への移動手段を確保します。介護者の負担も軽減できます。</p> 
<p>入浴ベルト</p> <p>介助者も、介助される側もどちらも使用できるベルトです。持ち手を掴むことで身体の安定を図ります。</p> 	<p>シャワーキャリー</p> <p>浴室への移動がスムーズにできます。座面が回転するタイプもあり、立位が難しい方に使用します。</p> 	<p>すのこ</p> <p>洗い場の段差を解消する為に用います。洗い場だけでなく、浴槽内タイプもあります。</p> 	<p>その他の介護保険適用用具</p>

●特定福祉用具の種目と機能又は構造等

<p>①腰掛便座</p>	<p>次のいずれかに該当するものに限る</p> <p>①和式便器の上に置いて腰掛式に交換するもの</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補つもの</p> <p>③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器 (水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能なものに限る。)</p> <p>※設置費用については保険給付の対象とならない。</p>
<p>②自動排泄処理装置の交換可能部品</p>	<p>次の要件をすべて満たすもの</p> <p>①レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの</p> <p>②要介護者又はその介護を行う物が容易に交換出来るもの</p>
<p>③入浴補助用具</p>	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る</p> <p>①入浴用椅子</p> <p>②浴槽用手すり(浴槽の縁を挟み込んで固定することが出来るものに限る。)</p> <p>③浴槽内椅子</p> <p>④入浴台(浴槽の縁にかけて利用するものであって、浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。)</p> <p>⑤浴室内すのこ</p> <p>⑥浴槽内すのこ</p> <p>⑦入浴用介助ベルト</p>
<p>④簡易浴槽</p>	<p>空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの</p>
<p>⑤移動用リフトのつり具の部品</p>	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること</p>

●年間10万円までが限度額で、実際にかかった費用の1割(2割)が自己負担となります。保険者より自己負担が1割(2割)でないとは通知されている場合はその負担割合が適用されます。

※平成27年8月より、介護保険負担割合証に基づいた負担割合が適用されます。※指定を受けている事業所で購入したものに限りません。